

令和5年度歳末たすけあい見舞金実施要項

千葉県共同募金会匝瑳市支会（事務局：社会福祉協議会）では、12月に実施する歳末たすけあい運動の募金の一部を、支援を必要とする世帯の歳末たすけあい見舞金として支給します。

見舞金を希望する方は、次の内容をご確認のうえ、申請してください。

1. 対象世帯

(1) 住民税非課税世帯のうち次の条件・区分に該当する世帯

次の対象条件を全て満たし、対象区分のいずれかに該当する世帯

対象条件	以下すべての項目があてはまること 1. 令和5年6月1日時点で匝瑳市内に居住し※1、引き続き居住している世帯（住民登録） 2. 世帯全員※2の住民税が非課税※3であること。 3. 生活保護を受給していない世帯 ※1 病院入院又は施設入所中で引き続き入所（院）が見込まれる方は除きます。 ※2 世帯全員：世帯分離・二世帯住宅・離れ住宅は同一世帯とみなします。 ※3 非課税の範囲：所得のある方に扶養されている方は対象外とします。
対象区分	以下のいずれかに該当すること 1. 90歳以上で要介護1以上の認定者のいる単身世帯 および上記の者を含む80歳以上の高齢者のみ世帯 2. 要介護4・5の認定者のいる世帯 3. 児童扶養手当を受給している世帯 4. 次の手帳を取得している障がい者（児）のいる世帯 （1）身体障害者手帳1・2級 （2）療育手帳A （3）精神障害者保健福祉手帳1・2級

※年齢は本年12月末時点

(2) 交通遺児

対象要件	匝瑳市に居住しており、交通事故により父または母を亡くした18歳以下の者（平成18年4月1日までの生まれ）
------	--

2. 申請期限

令和5年11月10日（金） ※締め切り後の受付はできません。

郵送の場合は11月10日消印有効

裏へ続く

3. 申請方法

申請書に必要事項を記入し、**非課税証明書**※と該当する区分の確認書類を持参のうえ、**匝瑳市社会福祉協議会事務局**窓口（月曜日～金曜日（祝日を除く）8：30～17：15まで）へ提出してください。

なお、代理人（ご家族等）による申請も可能です。申請書は匝瑳市社会福祉協議会、八日市場公民館にあるほか当会のホームページ（<http://sousashishakyo.jimdo.com/>）からもダウンロードできます。

対象区分	確認書類
1. 90歳以上で要介護1以上の認定者のいる単身世帯 および上記の者を含む80歳以上の高齢者のみ世帯	後期高齢者医療被保険者証 介護保険被保険者証
2. 要介護4・5の認定者のいる世帯	介護保険被保険者証
3. 児童扶養手当を受給している世帯	児童扶養手当の振込通知書
4. 次の手帳を取得している障がい者（児）のいる世帯 (1) 身体障害者手帳1・2級 (2) 療育手帳A (3) 精神障害者保健福祉手帳1・2級	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳

※匝瑳市以外の場合、匝瑳市では確認ができないため申請者が必ず御持参ください。

4. 支給時期・方法

お住まいの地区の民生委員を通じて、令和5年12月中に支給いたします。

※支給日までに転出したり、条件・区分に該当しなくなったりした場合には支給しません。

5. その他

- (1) 複数の区分に該当する場合でも、見舞金は1件です。（重複支給はしません）
- (2) 非課税証明及び対象区分の確認書類の持参がない場合は、匝瑳市に照会します。
- (3) 条件・区分に該当しない又は申請内容の虚偽が認められた場合は、不支給となります。
- (4) 見舞金の金額は、本年度歳末たすけあい運動の募金金額と申請者数を考慮して決定します。（前回支給目安金額は5,000円～10,000円）
- (5) 申請書の提出時に、簡単な聞き取りを行います。（郵送申請は、記載の電話番号へ電話する場合があります）
- (6) 見舞金を不支給決定した場合は、不支給通知にてお知らせします。

【申請・問合せ先】

〒289-3182 匝瑳市今泉6491番地1
社会福祉法人匝瑳市社会福祉協議会
電話：0479-67-5200
担当：潮・熱田